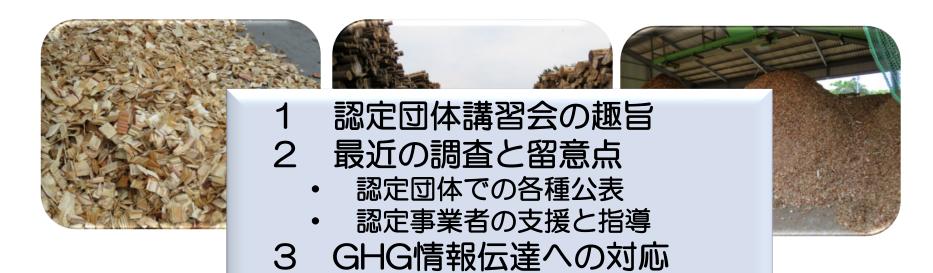


## 「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用について

~ 認定団体の皆さまへ~



地域研修会開催の支援と調査

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

2024.9.10

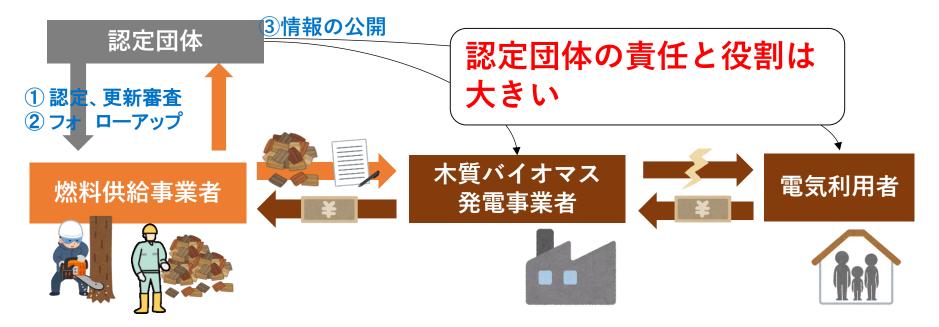
## 認定講習会の趣旨(認定団体とは)



認定団体は、事業者がバイオマス証明ガイドラインに基づく 事業を適切に行えることを認定(保証する)

## 自主行動規範、事業者認定実施要領を策定して公開

- ① 事業者の認定、更新の審査(書類、現地確認など)
- ② 情報公開(自主行動規範、認定要領、認定した事業者、取扱実績とりまとめ等)
- ③ フォローアップ(適切な分別管理と証明書作成の支援・指導など)



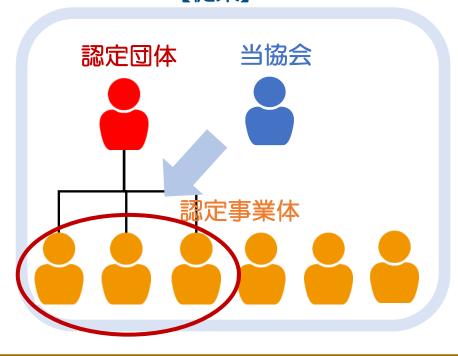
#### 認定団体の講習会の趣旨

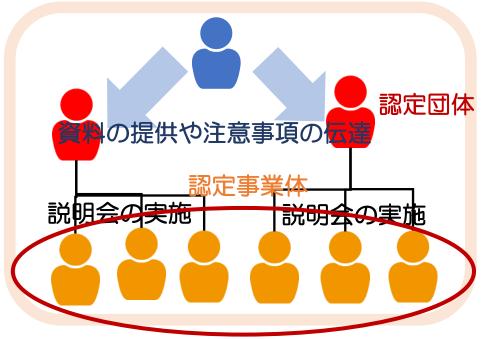


ガイドラインの適切な運用を図るため、認定団体が主体的に講習会を開催する ことにより、多くの認定事業体への研修効果を期待 (誤解などによるガイドラインの不適切な運用の回避)

事業体への説明会 (説明会を実施できない地域などある) 【従来】

認定団体の講習会【2023年度から】





#### 最近の調査(バイオマス証明ガイドラインの実態調査)



## 2015年度から林野庁補助事業にて「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に関する調査を実施

#### 最近の視点:

バイオマス証明ガイドラインの運用実態と課題の調査

- ・ 関係者のガイドラインの理解
- ・ 証明書の工夫事例など

項目	<b>2016</b> 年度	<b>2017</b> 年度	<b>2018</b> 年度	<b>2019</b> 年度	<b>2020</b> 年度	<b>2021</b> 年度	<b>2022</b> 年度	2023年度
1 認定団体と認 定事業者の把握								
2 認定団体への アンケート調査								
3 現地調査	10県 ※	8 県 2018年度	5 県 より林野	7 県 庁・資源:	5 県 エネルギ-	4 県 - <u>庁調査同</u>	7県 行して調 <sup>っ</sup>	5 県
4マニュアル作成	*						一部 改訂	
5 説明会	2県	11県	19県	20県 <sup>当初は7件</sup> 予定	5県	9県 <sup>(4県は</sup> Web)	12県 (4県は Web又 は資料 提供)	認定団体向 け1回、 支援として 訪問4県

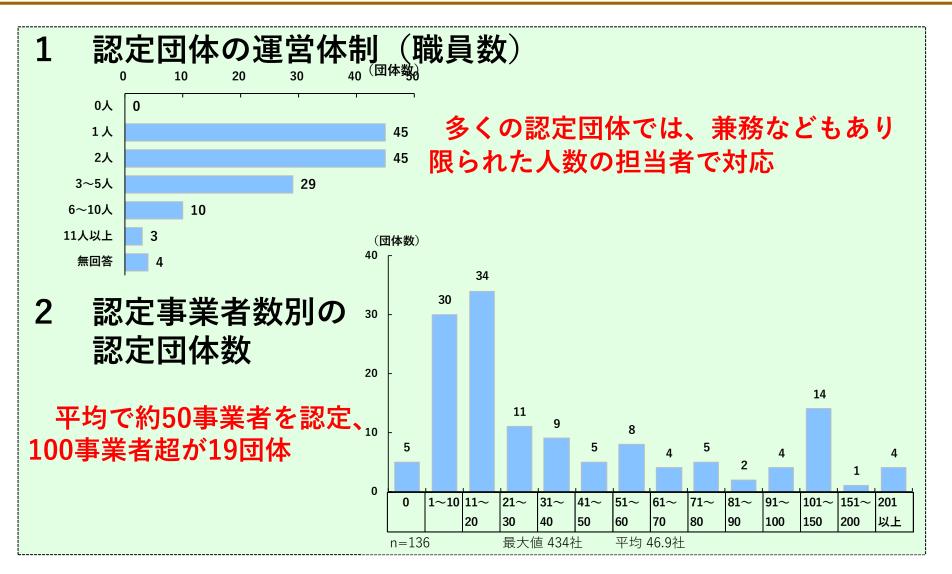
#### 最近の調査(認定団体アンケート調査)



- 2023年度 実態調査(138認定団体に、136団体から回答)
  - 1 認定団体の体制、認定の規模や業種など
  - 2 認定団体での情報公開
  - 3 認定事業者への支援や指導の実施状況(2022年度)
  - 4 認定費用ほか
    - ※ 報告書を協会ホームページに掲載
- 2024年度 講習会事前調査(140認定団体に、106団体から回答)
  - 1 2023年度の認定状況
  - 2 認定団体での情報公開(取扱実績の取りまとめ)
  - 3 認定事業者への支援や指導の実施状況(2023年度)
  - 4 GHG情報伝達の取組状況

#### 最近の調査(2023年度アンケート)協会ホームページに掲載





#### 2023年度アンケート (認定団体での各所為公表の状況)



## 3 認定団体における情報公表



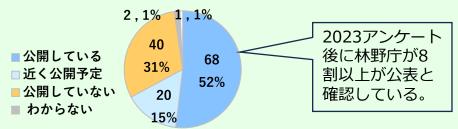




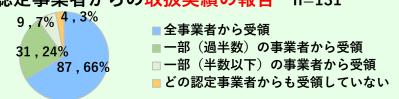




#### (4) 認定事業者取扱実績の取りまとめ n=131



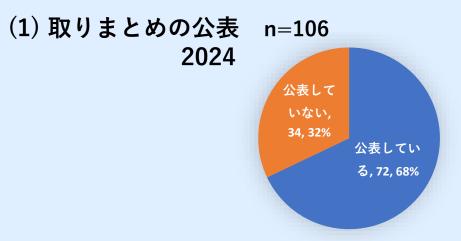
※ 認定事業者からの取扱実績の報告 n=131



#### 2024年度 講習会 事前アンケート (取扱実績報告の公表)



## 取扱実績報告の取りまとめの公表



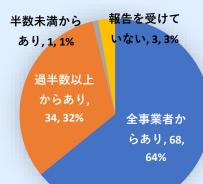




2023アンケート後に約8割が公 表したことを林野庁が確認

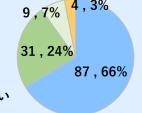
(2)認定事業者からの報告 n=106

2024



(参考) 2023 n=131

- ■全事業者から受領
- ■過半数の事業者から受領
- ■半数以下の事業者から受領
- ■どの認定事業者からも受領していない



#### 留意すべき事項1(認定団体での各種公表)



認定団体において、公表事項を公表していないのは適当 でない

認定事業者、取扱実績報告等の実績がない場合でもその旨を公表する。

- 1 公表すべき項目(確認)
  - ① 自主行動規範、② 認定要領、③ 認定事業者(取り消しを含む)、
  - ④ 取扱実績報告の取りまとめ
- 2 公表方法

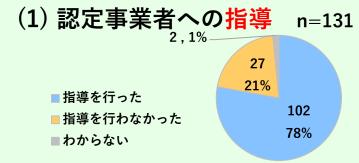
公表は、認定団体のホームページ掲載など、第三者が容易に確認 出来る方法で

- (1) 事務所内の掲示、案内がなく関係先でのHP掲載は適当でない
- (2) 木材の合法性の認定の公表をもって、バイオマス証明関係の公表にはならない
  - ※ バイオマス認定番号(記号)は、木材の合法性等の認定番号と識別され混同のないよう配慮が必要(ぜひ確認を)

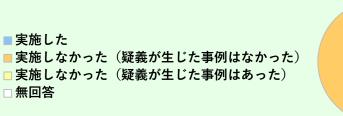
#### 2023年度アンケートの回答(指導、支援の状況)

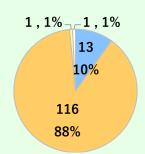


#### 認定事業者への支援や指導の実施状況 4 (調査対象2022年度)







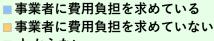


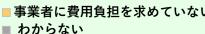


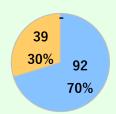












1回の認定料は、1万から5万円の範囲が多く、10 万円以上もある。さらに別途旅費等の実費を請求 している例もある。

#### 2024年度 講習会 事前アンケート(認定事業者への支援・指導)



#### 認定事業者への支援・指導(調査対象:2023年度) n=106

(1) 研修会開催



(4) 情報提供



(2) 現地指導



(5) 相談・助言



(3) 書類の指導



#### 留意すべき事項2(認定事業者への支援、指導)



#### 認定審査に際して

形式的な認定とならないように下記3点などに注意をして支援や 指導の実施を

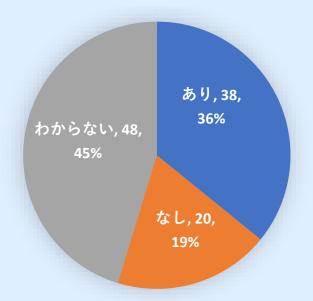
- 1 申請書の妥当性 認定時に限らず、認定後も申請との整合を確認 (申請図面と現地など)
- 2 バイオマス証明書(まとめての証明は不適当) 事業者の様式、必要事項など記載内容の確認 添付書類の有無 保管状況(整理)
- 3 取扱実績の報告 内容の妥当性 (理由なく報告がない事業者の認定継続は適当でない。)

#### 2024年度 講習会 事前アンケート (GHGへの対応状況)



#### ライフサイクルGHG情報伝達等への対応状況 n=106

(1) 対応が必要な事業者



(2)自主行動規範の改定



(3)認定要領の改訂



2024年度中に6割の認定団体が改定

(2025年度以降改定で間に合うのか?)

半数近い認定団体で「わからない」、 伐採から各段階でGHG対応の証明が必要対応の必要性が理解されているか?

#### ライフサイクルGHG情報伝達への対応



- 目的 バイオマス発電における温室効果ガス排出量を可視化するため
- 対象:令和4年(2022)年度以降に1,000 k W以上の計画認定 (計画変更を含む)を受けたバイオマス発電所が対象 バイオマス発電所は、火力発電180 g -CO2 eq/MJ電力ベースを 2029年度まで50%削減、2030年度からは70%削減 対象バイオマス発電所では、2026年4月以降は、GHG基準に基 づく燃料使用が必須
- 認定団体での対応
  - 1 GHG基準対応の認定が必要な事業者の有無を確認
  - 2 自主行動規範、認定要領の早めの改訂とその公表
  - 3 GHG基準での事業者認定(既認定者も再認定が必要)と公表 ※ 認定審査の確認事項:ガイドラインQ&A (GHG編) 問13
  - 4 発電事業者、認定事業者での試算・試行による検討を促す
- 解説書を近々公開予定(JWBA)

#### 地域研修会の支援と調査

限られた体制や時間の中で実態調査の一環として訪問するため、 支援できる地域が限られます(最近は、年4地域程度)。全てのご要 望にお応えできず申し訳ありません。訪問先は、次の条件を基本と して決めさせていただいております。ご理解ください。

- 1 地域の主催者が説明を行っていただくこと。
- 2 単独でなく広く地域の関係団体による開催であること。
- 3 これまで訪問できていない、あるいは暫く訪問できていない地域
- 4 主催者だけでなく関係者との情報交換が可能であること。
- 5 研修会以外に関係する事業者や施設の調査などが可能であること。
- 6 このほか、特別な事情がある場合

# JWBA

#### 一般社団法人

#### 日本木質バイオマスエネルギー協会

**〒**110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL https://www.jwba.or.jp/